

## 個人情報保護管理運営会議 付議事項

件名	地方公共団体情報システム標準化に対応した国民年金システムへの移行等について
----	---------------------------------------

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号（電算処理、外部結合、業務委託）

（担当部課：健康部医療保険年金課）

## 事業の概要

事業名	地方公共団体情報システム標準化に対応した国民年金システムの移行
担当課	医療保険年金課
目的	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(令和3年法律第40号)(以下、「標準化法」という。)に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に対応し、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とする。
対象者	国民年金被保険者、免除者及び受給権者(日本国籍を有しない者を含む)
事業内容	<p>1 概要</p> <p>国民年金システムは、区情報システム課が提供するホストコンピュータにより稼働している。</p> <p>その一方、自治体ごとの情報システムのカスタマイズによって次の事態が生じている。</p> <p>① 提供先から受けた個人情報については、維持管理や制度改正時の改修において、個別の対応を余儀なくされ負担が大きい。</p> <p>② 情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用が円滑に進まない。</p> <p>③ 住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国に普及させることが難しい。</p> <p>このような状況を踏まえ、地方公共団体に対し、国民年金事務をはじめとする標準化対象事務について、標準化基準(標準仕様書)に適合した情報システム(以下「標準準拠システム」という。)の利用を義務付ける、「標準化法」が令和3年9月1日に施行され、令和7年度末までに国民年金システムを標準化へ対応することが求められている。</p> <p>本法律に基づき、国民年金システムを標準化することで、今後見込まれる様々な制度改正などの際には、その都度、国が標準仕様書を改版し、各自治体に提供することで、人的、財政的な負担が軽減され、行政運営が効率化される。</p> <p>併せて、標準化法第10条により、標準準拠システムの利用において、ガバメントクラウドの利用を第一に検討することとされている。セキュリティ面やコスト面等が優れていることから、デジタル庁が提供するガバメントクラウドシステムを利用し、運用を行う。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>(1) 電算処理</p> <p>「標準化法」に基づき、国民年金システムの標準化を行い、下記の事務を処理するシステムへ移行する。</p> <p>ア 国民年金被保険者の資格の取得若しくは喪失、年金である給付若しくは一時金の支給又は付加保険料の納付若しくは保険料の免除に関する事務</p> <p>イ 特別障害給付金の支給に関する事務</p> <p>ウ 年金生活者支援給付金の支給に関する事務</p> <p>(2) 外部結合</p> <p>国民年金システム標準化にあたり、デジタル庁が提供するガバメントクラウド</p>

上に事業者が構築する標準準拠システムを運用し、ガバメントクラウドに個人番号を含む個人情報を保管する。

(3) 業務委託

- ① 国民年金システム標準化にあたり、前項(1)システム開発および(2)外部結合に係るシステムへの移行業務を委託する。
- ② 前項①において移行した国民年金システムについて、運用保守業務を委託する。

3 対象者数

国民年金(基礎年金)

被保険者(第1号被保険者)	64,744名(令和5年3月末現在)
免除者	25,109名(令和5年3月末現在)
受給権者	62,837名(令和5年3月末現在)

※個人情報の流れは、資料34-1のとおり

## 件名 地方公共団体情報システム標準化に対応した国民年金システムへの移行 について

保有課 (担当課)	医療保険年金課
登録業務の名称	国民年金被保険者の資格の取得若しくは喪失、年金である給付若しくは一時金の支給又は付加保険料の納付若しくは保険料の免除に関する事務 特別障害給付金の支給に関する事務 年金生活者支援給付金の支給に関する事務
記録される情報項目 (だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	1 個人の範囲 国民年金被保険者、免除者及び受給権者 2 記録項目 申請者情報等 (詳細は資料3 4-2のとおり) 3 記録するコンピュータ 国民年金システム (ガバメントクラウド上に構築)
新規開発・追加・変更の理由	「標準化法」に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に対応するため、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とする。
新規開発・追加・変更の内容	現在、情報システム課が提供しているホストコンピュータにより、国民年金に関する事務の運用を実現している。 「標準化法」に基づき、国民年金システムの標準化を行い、下記の事務を処理するシステムへ移行する。 (1) 国民年金被保険者の (ア) 資格の取得若しくは喪失 (イ) 年金である給付若しくは一時金の支給 (ウ) 付加保険料の納付若しくは保険料の免除に関する事務 (2) 特別障害給付金の支給に関する事務 (3) 年金生活者支援給付金の支給に関する事務
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
新規開発・追加・変更の時期	令和5年8月～令和6年12月まで 移行期間 令和7年1月から 本稼働

## 件名 地方公共団体情報システム標準化に対応した国民年金システムの外部結合について

保有課 (担当課)	医療保険年金課
登録業務の名称	国民年金被保険者の資格の取得若しくは喪失、年金である給付若しくは一時金の支給又は付加保険料の納付若しくは保険料の免除に関する事務 特別障害給付金の支給に関する事務 年金生活者支援給付金の支給に関する事務
結合される情報項目 (だれの、どのような項目か)	1 個人の範囲 国民年金被保険者、免除者及び受給権者 2 記録項目 申請者情報等 (詳細は資料34-2のとおり)
結合の相手方	デジタル庁 (ガバメントクラウドの運用主体)
結合する理由	これまでの国民年金システムでは、情報システム課が整備したネットワーク環境の中でのみ運用しているが、地方公共団体情報システム標準化に対応した国民年金システムでは、デジタル庁が提供する、ガバメントクラウド上に構築する標準準拠システムを利用するため、ガバメントクラウドとの結合が必要である。
結合の形態	情報システム課が提供する区イントラ端末から、ガバメントクラウド接続サービスを利用して、国民年金システムが構築されているガバメントクラウドに結合する。
結合の開始時期と期間	令和6年1月 (予定) (次年度以降も、同様の外部結合を行う。)
情報保護対策	別紙チェックリストのとおり

## 件名 地方公共団体情報システム標準化に対応した国民年金システムへの移行に係る業務の委託について

保有課(担当課)	医療保険年金課
登録業務の名称	国民年金被保険者の資格の取得若しくは喪失、年金である給付若しくは一時金の支給又は付加保険料の納付若しくは保険料の免除に関する事務 特別障害給付金の支給に関する事務 年金生活者支援給付金の支給に関する事務
委託先	未定(※)「新宿区住民記録、印鑑登録及び国民年金システムの標準化に係るプロポーザル」により最適事業者として選定された事業者(令和5年7月下旬に決定予定) ※…プライバシーマーク又はISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)の認証を取得している認証取得事業者を選定する。
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	1 個人の範囲 国民年金被保険者、免除者及び受給権者 2 記録項目 申請者情報等(詳細は資料34-2のとおり)
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的記録媒体(国民年金システム)
委託理由	「標準化法」に基づき、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とする、地方公共団体情報システムの標準化に対応するため。 また、国民年金システム標準化に係る環境構築委託及び保守業務を行うにあたっては、高度な専門技術や知識が必要であるため、事業者当該業務を委託することで、安全かつ効率的な運用を実現する。
委託の内容	「標準化法」に基づき作成された、「国民年金システム標準仕様書」に準拠したシステムへの移行を委託する。 また、移行したシステムについて、システムの運用保守および障害対応を委託する。
委託の開始時期及び期限	令和5年8月から令和6年3月31日まで(翌年度も、同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
受託事業者に行わせる情報保護対策	別紙チェックリストのとおり